

# 台湾における名前の日本化

## —日本統治下の「改姓名」と「内地式命名」—

植野弘子

### はじめに

本論文<sup>(1)</sup>は、日本統治下の台湾において行われた「改姓名」と、多様な内地式（日本式）命名について検討し、植民地に生きた台湾の人々の生活実感に迫る一視点を提示することを目的としている。

台湾における日本統治期の中で、最も「同化」が推進された時代が、「皇民化」の時代である。台湾の人々を「日本人」たらしめようとした皇民化政策の一つに改姓名政策がある。紀元2600年（1940年）の紀元節に際して打ち出されたこの政策は、台湾の人々の姓名をも「内地人」と差異なきものとし、完全な日本人化を図ろうとするものであった。同種の政策は、朝鮮総督府においても「創氏改名」として行われたが、台湾の「改姓名」とは、その形式、実施の方針などが大きく異なるものであった。創氏改名は強制的に行われ、そのために強要された人々にとって、自らの文化を否定された過酷な植民地支配の一つの象徴とされている。台湾における改姓名は実質的には強制される者もあったが、制度的には許可制<sup>(2)</sup>となっており、改姓名を行った者の比率は創氏改名のそれに比べると極端に低い。けれども、この問題はこうした制度の運用や実行者の比率によってその意味をはかれるものではない。人々がいかにかこの改姓名政策に対応し、また日本風の名前をつけることにどのように反応したかを捉えねばならない。そこに、植民地支配に対する人々の姿勢が表れてくるのである。

台湾における改姓名政策にいたる経過や、その制度運用については論議はされているが、「改姓名」に、どのような社会的意味があったのか、特に文化的な影響はいかなるものであるのかについては、いまだ十分な検討には至っていない。本論文では、植民地統治下において、台湾の人々が日本風の名前を名乗ることによつてどのように対応していたかについて、筆者がこれまで収集してきた台湾人<sup>(3)</sup>の名前に関する資料から考察してゆきたい。特に、改姓名以外の「内地式命名」に注目し、当時の台湾人の名前を検討していく。本論文では、許可を得て日本風にした名前を登録すること及びその名前については「改姓名」とし、こうした許可をとることなく日本風の名前をつけることを「内地式命名」あるいは「日本式命名」し、その名前については、「内地式の名前」あるいは「日本式の名前」と記述する<sup>(4)</sup>。「改姓名」による、また「内地式命名」による日本人のごとき名前は、台湾の人々の生活と思考に与えた「日本化」のありようを端的に示すものと考え、このふたつの名付けについて考察を加えていきたい。

名前は、ある個人を特定するものであり、また、それぞれの社会のあり方を反映したものである<sup>(5)</sup>。そして、個人の各々の属性を端的に示すものである。名前は、それぞれの社会の家族、親族の構造と深くかかわり、その個人の身分を表すものともなるのである。また、社会の移り変わりを受けてその様を変えていき、さらに国家体制とも無縁のものではない。改姓名政策も、台湾の人々とを「日本人」にするという同化政策の一環として現れている。名前は、

そうした社会の変化のありようを表している。改姓名は許可制であり、手続きが必要であった。しかし、新生児に日本的命名を行う、あるいは本名はそのままにして呼び名をかえる、また学校において日本式の名前をつけるという例も見られる。名前という個々人の有り様を示すものを、日本的にしていく施政者の思考、またそれに対応して植民地支配のもとで生きる台湾の人々の思考を考察することが可能である。

本論文においては、筆者がこれまで収集した日本統治期の高等女学校のアルバム、住所録、また女性を中心とした聞き書きの資料をもとに、女性の名前を中心に分析を行うこととする。

## I 改姓名と台湾人の名前

### 1 改姓名に関する先行研究

改姓名に関する先行研究について、簡単に整理しておきたい<sup>(6)</sup>。

改姓名政策について、近藤正巳は、朝鮮総督府が行った「創氏改名」を視野に置いて論じている〔近藤 1993〕。近藤は、創氏改名の研究成果を検討した結果として、「改姓名」を総督府レベルの政策としてみるだけでなく、政策が施行された現場でとらえる視角が必要なこと、「改姓名」の計画・立案・執行の過程を明らかにすることが求められているとする。そして、被統治民族の、個人・家族・宗族・民族のレベルでの対応をみていくべきであり、この政策が社会に与えた影響度、伝統的社会のなかから「改姓名」をみることの重要性を指摘している〔近藤 1993：223〕。こうした指摘は的確なものといえよう。近藤は、その著書『総力戦と台湾』の中で、台湾人の対応を、個人・家族段階で検討するために、台南州の呉新榮<sup>(7)</sup>の日記を分析している。また改姓名には、宗族組織が深く関わったことが明らかにされている〔近藤 1996：241-251〕。当該書においては、先住民の改姓名も実証的に検討されており〔近藤 1996：311-343〕、台湾の改姓名の実態を考えるうえで、

近藤の一連の研究は、評価に値するものといえよう。

周婉窈は、改姓名運動について、その強制性、台湾人の反応、朝鮮との比較を視野に置いて、改姓名の実態、改姓のパターン、同姓者の集団改姓、先住民の改姓名などを検討している。そして、朝鮮の創氏改名と比べるならば、台湾の改姓名は強制性はより少なく、台湾の人々も明確な抵抗をより示してはいないが、改姓名政策に対する台湾の人々の反応は実に複雑なものであり、それは台湾の植民地経験の複雑さを示していると指摘している〔CHOU 1993〕。また、台湾と朝鮮の皇民化運動の比較研究において、改姓名と創氏改名を検討し、改姓名は奨励的なものであり、強制性がより少ないとしている。改姓名という皇民化の項目の検討から、朝鮮と台湾とを比較するならば、日本の植民地統治は台湾ではより温和なものであり、また台湾人もより妥協をし、台湾人と植民統治者との関係には、より弾力性があったと述べている〔周 1994：136-145〕。確かに、強力な強制性をもたない改姓名政策に対する台湾人の反応は、「植民地」として統治される台湾で、人々が生き抜いていく様を描きだすには、格好の題材といえるであろう。

こうした研究に対して、呉得智は、台湾人の対応に関する研究の不足を指摘し、「台湾改姓名推進会」などの検討を行っている〔呉 2005〕。さらに、呉は、日本統治期初期の改姓名、台湾人の改姓名希望に注目して分析を行い、1940年代の改姓名政策との差異を明らかにしている〔呉 2006〕。しかし、呉も指摘するように、改姓名に対する統治初期から改姓名運動にいたるまでの「改姓名」に対する台湾総督府内外の議論の有無が確認されることが必要である〔呉 2006：77〕。それによって、台湾の人々の日本統治に対する反応を、通時的により深く理解することが可能となろう。

以上のように、改姓名に関する研究は、決して多くはない。しかし、「日本名に変える」とことと「日本人である」とことの連続性を考えると

き、登録された改姓名のみに注目することなく、「内地式命名」、学校の中での日本式の名前の使用などを検討する必要がある。それは、台湾人の植民地経験をさらに生活の中で解釈していくことにつながっていく。

## 2 台湾人の名前と改姓名

台湾の漢民族、本論文で「台湾人」としている人々の名前は、漢民族の伝統に従ったものであった。姓と名から構成され、姓は父系に継承される。結婚しても姓は不変である。姓は、その個人の属性を示すものであり、同姓者は理念的にはその祖先を同じくするものとされてきた。「同姓不婚、異姓不養」は、こうした姓の理念に基づいた慣習であった。

1895年、日本統治が始まった後、1905年に戸口調査が行われ、翌年には、身分関係の記載を定めた戸口規則が施行された。台湾人は戸口調査簿に、男女とも姓と名をもって個人が記載された。女性の名前は、生家の姓の下に「氏」を記し、結婚すると夫の姓を冠した。たとえば、「陳氏玉梅」が、黄姓の男性と結婚すれば、「黄陳氏玉梅」となった。しかし、1935年から、嫁いだ者は、婚家の姓のみを戸口調査簿に記すことになり、「黄氏玉梅」と記載されることになった<sup>(8)</sup>。また、後述するように、日本式命名の名の場合は、「氏」を付ける必要はなくなった。

台湾における改姓名が、朝鮮における創氏改名のように浸透していなかったことは、これまでも指摘されてきた。改姓名政策が採用されてから、一年後の改姓名の比率は、台湾の戸数全体で、約0.2%にしか至っていない<sup>(9)</sup>。これ以後にも改姓名はその手続きがより簡素化され、改姓名は奨励されていくが、1943年までの資料<sup>(10)</sup>からみれば、改姓名を行った者は、全人口の2%となっている。それ以降、総督府は改姓名者の統計を発表していないため、最終的にどれほどの人が改姓名をしたかについての正確な資料はない。しかし、周婉窈は、日本統治終了後、台北県で元の姓名に復帰した件数の統計<sup>(11)</sup>から、人口の約7%が改姓名をしていた

と指摘している。この数字が全島的な標準値であるとは断定できないが、改姓名をしていた者は僅かであったことは確かといえよう。

## II 改姓名の実態—台南州を中心に—

以下、筆者が調査を続けている台南の高等女学校生の資料を中心に、中・上流階層の改姓名の状況をみてゆきたい。まず、彼女達の主たる出身地である台南州<sup>(12)</sup>と高雄州の改姓名の状況に関する資料の整理をから始めよう。

### 1 台南地域の改姓名

台南州においては、改姓名政策の開始以後、これに従う者は多くはなかったようである。一番ヶ瀬台南州知事は、1940年12月15日の「姓名変更の促進運動に就て」と題する談話において、以下のように述べている<sup>(13)</sup>。「遺憾ながら、當州は五州中の左翼でありまして十一月末日の願出許可数は僅に百四十四件に過ぎぬ状態であります」[問宮 1941:14]。そして、こうした事態を等閑視できないとし、各郡署当局関係者において、講習会などを開催して、受理の敏速と懇切なる指導を求めている。また、改姓の手続きは簡単であり、条件も緩和されてきたとし、144件しか出願されていないが、不許可になったものはないとする[問宮 1941:14-18]。台湾新聞社の資料によれば、施行後1週年の改姓名の比率では、台南州は台湾全体の平均値よりも低い<sup>(14)</sup>。また、台南市では、改姓名をした者が、20数名にしかならず、市当局はこの現状に鑑み、市役所内に「改姓名相談所」を設けている[問宮 1941:43-44]。さらに、台南州下の嘉義市でも、改姓名同盟会が設立され、北港郡や新營郡においても、郡役所の警察課長などの指導により、改姓名の申請が急増している[問宮 1941:43, 45]。また、北門郡でも各街庄において、改姓名に関する座談会を開こうとしており、宣伝・普及がより強力に計られていく[問宮 1941:63]。

高雄州においては、岡山郡岡山街役場では、街本島人職員は全員が改姓名をすることを申し合わせている〔間宮 1941：44〕。すると、これを聞いた鳳山郡下鳥庄役場勤務の吏員が、州下のスタートを切って改姓名を断行することが起こっている〔間宮 1941：45〕。このように公務員としての身分ゆえに、争って改姓名をする事態も生まれてきているのである。

1941年に入ると、審査許可権が総督府警務局から各州庁に移管され、改姓名はさらに加速し、1月の1ヶ月間の許可件数が、前年11ヶ月間の半数になるほどであった〔間宮 1941：46〕。

## 2 高等女学校生の改姓名

こうした改姓名政策が、実際には、どのように実施されていたかを、高等女学校にみられる改姓名から探ってみよう。改姓名が行われるころの高等女学校生は、かつてほどではないにせよ、やはり台湾の中流以上、多くは上流階層出身者である。その父兄は、官員・地主・医師・裕福な商工業者が大部分であり、いずれも改姓名をすることを当局が期待する対象であった。このため、改姓名をしている者の比率は、台湾全体からみるならば高率になり一般化できるものではないが、中・上流階層の動きを知ることができよう。

### 〔事例1〕 台南第二高等女学校

#### 昭和17年卒業アルバム

台南第二高等女学校は、その前身は、1921年に台湾人女子のために設立された台南女子高等普通学校であり、1922年に台南州立台南第二高等女学校（以下、台南二高女）となった<sup>(15)</sup>。

1942年（昭和17年）3月に台南二高女を卒業した生徒の卒業アルバム<sup>(16)</sup>に掲載されている卒業生とその改姓名の状況は、以下のようである。

総員 139名の内、  
日本人（内地人）20名、台湾人119名  
台湾人119名の内、  
改姓名者 27名（約22.7%）

台湾姓名者 92名（約77.3%）

全体として、日本人の日本名も合わせてみるならば、日本式の名前で呼ばれる者は、33.8%、約3分の1になっていた。

この年に、台南二高女を卒業した高阿香による和歌集『心の支柱』の中に、彼女の改姓名をめぐる体験について以下のように書かれている。

女学校の四年生に上った時、家から通知が来て、改姓名の届けを学校に出すようにと父の手紙が添えてあった。高氏阿香が高本薫に改められた。その頃、ぞくぞくと改姓名の届けを出す人が出て、黄は廣田、廣川、林は林田、張は長田、呉は後藤、と旧姓の何かを残す人が多かった。

私が届けを出すと、学年主任の〇〇先生が大きな声で怒鳴った。「みんな旧姓に未練があるのか、それなら改姓名しなくてもよい、我々内地人はごっちゃんにされて迷惑千万だよ」とおっしゃった。その時私は自分の耳を疑った。そして非常に悲しい思いをした。これが自分の尊敬する先生の言葉だろうか。その後、新しい名前を呼ばれる度に心が疼いた。……

終戦の後、日本名が排除されて正名に戻った時私は感慨無量であった。高薫という筆名<sup>ペンネーム</sup>をどうして使うかと聞かれても説明出来ない。日本名に対する未練とでも言うべきであろうか？ [高 2005：193]

この文章から、改姓名をした人たちの複雑な思いが見えてくる。著者の父は、台南県佳里街の街長をつとめており、改姓名をせざるを得ない立場であったといえよう。改姓名は、元の姓や名前を留める形でつけられることが多かったが、著者の日本名もこの例であった。それをとがめた日本人教師の反応は、それまで姓によって「内地人」であることを表象できた日本人が、台湾人の改姓名によって、それまで自らの優位性を示した日本風姓名の独占性を失うことへの反発が現れているといえよう。

## 〔事例2〕 台南第二高等女学校第22回生

この学年は、1942年に二高女に入学し、在学中に終戦を迎え、台南女中高中部（高等学校部）の一期生となった。卒業生たちのために『台南二高女第廿二届暨台南女中高中部第一届 校友名録』という名簿が2001年に作成されている。名前は現在の中国名で書かれているが、備考欄に当時用いられた日本風の姓、あるいは姓名が記載されている。この内、台南二高女の22回に入学した者だけに限定し<sup>(17)</sup>、その日本風姓名率を算出した。

その結果、二高女22回生として入学したことが特定できた台湾人の生徒152名の内、28.3%に日本風の姓名がみられる。この学年は、在学中に終戦を迎えたため、改姓名の最終段階で同級生であった者たちである。記載されている日本風姓名は、基本的には正式に改姓名として登録されたものであるが、記載もれの可能性もあり、また改姓名ではない日本式の名前が含まれていることもあり得る。しかし、事例1に比べて改姓名の率は増加はしていると指摘することは可能であろう。また、前述した台北県の改姓名率といえる7%に比べると、中・上流階層の改姓名は、より進んでいたといえよう。

## 〔事例3〕 長栄高等女学校父兄会名簿

昭和17年8月調べ

台南市にあった長栄高等女学校は、長老派のミッションスクールである。しかし、生徒はクリスチャンだけではなく、台南二高女などの公立高等女学校に進学できなかった者がいくことが多かった。この高等女学校の生徒の家庭は、「大部分が中南部の名望家であった」〔台南市私立長栄女子高級中学 1987:50〕と校史にあり、生徒たちは、改姓名を勧められる家庭の出身者であった。

1942年8月に調査された父兄の名簿から、改姓名の状況をみると以下のようである<sup>(18)</sup>。

全校生徒数 556名の内、  
日本人2名、台湾人554名  
台湾人の内、

改姓名者 79名 (14.3%)、

台湾姓名者 475名 (85.7%)

台南二高女に比べると、改姓名の率は、低率である。日本人もほんのわずかしかないこの学校においては、「日本式」の名前は、少数派に留まっている。しかし、台湾全体からみるならば、やはり改姓名率は高率であったといえよう。

## 〔事例4〕 改姓名をしない台南一高女生

台南市では、日本人を対象とした女学校は、1917年に台湾総督府台南高等女学校が設立され、1922年に台南州立第一高等女学校（以下、台南一高女）となっている。制度上は、中等教育以上は、内地人（日本人）と本島人（台湾人）の共学が唱われながら、実際的には別学であった。台南一高女には、わずかに台湾人がいたが、こうした者は家庭がよく、また日本化していることが求められていた<sup>(19)</sup>。台湾人学生の比率は、ほとんど、5%以下である。台南一高女にいく台湾人は、多くが日本人が学ぶ小学校を卒業し、また改姓名をしている家の女子がほとんどであった。

1931年生まれのアは、医師である父親が研究のために日本内地にいった際に同行し、内地に滞在した経験をもつ。台湾に帰って以後は、公学校に編入学し、その後、1944年に、担任の教師に成績がよいからと勧められて、台南一高女を受験している。改姓名をしていなかった彼女は、受験の前に口頭試問でなぜ改姓名をしないかと聞かれると思い、父親に相談した。父親は、「台湾精神の代表人物」で、改姓名をしないという決意をもち、このことについては、「一度も迷ったことはない」とAは述べている。改姓名をしないことについて、「こう聞かれたらどうする、どう答える？」と相談した娘に、父親は「○という名字以外に、もっといい名字がないから、そのまま○にしましたと答えなさい」と言った。Aは、やはり口頭試問の際に改姓名をしない訳を聞かれ、「すべってもいいから」と内心思いながら、父親に言われた通りに

答えたが、結果は合格であった。

改姓名政策がとられてから、こうした形で、一高女に合格することは珍しいといつてよいであろう。Aも、一高女で改姓名をしていない台湾人は少なかったと述べている。筆者は、1942年に二高女に入学した女性から、高等女学校受験に有利に働くからと親が改姓名をしたという話を聞いている。改姓名は、「日本化」の基準として、子どもたちの進学にも大きな意味をもつようになっていたのである。

改姓名を行うことの利点は、教育機会の確保に留まらない。配給においても、改姓名をしたものと、そうでない者とは、異なつたということは台湾ではよく聞かれる<sup>(20)</sup>。配給が悪いので、改姓名をしようとして、名前まで考えていたというような話も筆者は聞いている。「改姓名」が「皇民化」の度合いを測る尺度としての役割をもつことになっていた。

こうした改姓名は、台湾人をより「日本人」に近づけようとしたものであり、名前がもつ、表象の力を考えさせるものである。それは、改姓名政策が始まる前から行われているのである。この問題については、改姓名とは異なる、個人名の日本化—「内地式命名」の問題を検討することが必要である。

### Ⅲ 個人名の日本化—内地式命名

台湾では、しばしば高齢者たちが日本語の名前で呼ばれる場面にであらう。筆者の知り合いの1929年生まれの女性は、まわりから「チヨ」(千代)と呼ばれている。「私の本当の名前をみんな知らないでしょう」と「千代」は語っている。「千代」は、戸口調査簿に書かれた改姓名ではなく、学校で名付けられたものであったが、人々の生活に根付いたものとなつていた。また、ある人は、日本時代は、「智恵子」という名前で戸口調査簿に登録されていた。改姓名はしておらず、姓はそのままにして、名前だけを日本

式(内地式)にしたものである。そして日本統治終了後は、「智恵」と改名している。

日本統治期の名前については、「改姓名」については、前述のような研究成果があるが、個人名を日本名にした状況についての検討は、まだ断片的な記述に留まっている。しかし、改姓名のような手続きを必要としないものでありながら、人々の生活にみだせる命名法こそ、当時の、そして今にいたる台湾人の生活感覚を知るための格好の題材ともいえよう。

#### 1 「内地式命名」の展開

改姓名運動以前に、新たに誕生した子どもの名前を、内地式に命名すること、また改名することが行われていた。近藤正巳が『台湾日日新報社』の記事を紹介しているが、台中州では、1937年現在、「本島人」男子の「内地式命名」は2,345名、女子は、5,585名にのぼり、また「内地式に改名」した者は男女併せて18名であるという〔近藤 1993：235〕。しかし、こうした命名は、台中市には見られず、農村に多いことを、農村で活発であった教化運動の結果であると近藤は指摘している〔近藤 1993：235-236〕。こうした日本的な「名」への改名については、1937年には「内地人名への変更への無制限の許可」に関して、警察局長通達がこれを認めており、日本的な「名」の命名や改名の運動に拍車がかかる〔近藤 1993：236〕。

このような「内地式命名」は、1930年代半ばには、増加していたようである。崑中市蔵は、1936年発行の『台湾戸口制度大要』のなかで、「最近本島人の間にも、雪子、好子などの名前が増加し、之等の名前があれば姓の下に氏の字を附せずと呼ぶという状況である」ので、戸口規則に従つた姓の下に氏の字をつけるという規定を存置する必要がなくなつたと述べている〔崑中 1936：122〕。そして、1935年の戸口規則改正にあたって、出生届様式記載例中に「本島人女ノ名ニシテすみえ、照子等ノ如ク容易ニ女ナルコトヲ判別シ得ルモノニ在リテハ姓ノ下ニ氏ノ字ヲ附スルコトヲ要セズ」と規定された

[島中 1936:122]。日本式命名による名前の表記と、台湾式命名の表記に差異を設けることになっている。

「内地式」の命名や改名は広がっていく。1937年の新聞記事に台北州の羅東郡では、公学校や街庄役場の本島人職員の家庭で今後生まれる子供には全て「内地式に命名」することを検討しているとある<sup>(21)</sup> [近藤 1993:235]。また、台南州北港郡土間厝に関する報告に、「子供の改名」として、「内地式の名前を子供につけることを奨励して居る」と述べられている [新莊郡教育会 1937:21]。

こうした内地式命名の状況について、高等女学生の名前を検討してみよう。

#### [事例5] 台南二高女生の個人名

台南二高女の卒業アルバム<sup>(22)</sup>の卒業生氏名から、「内地式命名」がみられる状況は以下のものである。参照したアルバムは、1927年に卒業した第三回生からであるが、台湾人に「子」がついた個人名の「内地式命名」が初めてみられるのは、1933年の卒業生である。68名の台湾人卒業生にひとりだけ「○氏蓮子」という名前がみられる。この女性が順調に就学してきたとすれば、1915～1917年ごろの生まれとなる。この「内地式命名」が、生まれた当時からであったのか、あるいはその後の改名であったのかは判断できないが、改姓名運動以前にこうした名付けが、娘が高等女学校に進学する階層においても起こっている。その後の卒業生の個人名において「子」がつくなどの「内地式命名」をしている者は、以下のものである（1937年の資料は欠如）。

1934年	台湾姓	71名の内、1名
1935年	台湾姓	77名の内、1名
1936年	台湾姓	71名の内、1名
1938年	台湾姓	74名の内、5名
		(内、1名は、「○氏タマ」)
1939年	台湾姓	69名の内、7名
1940年	台湾姓	66名の内、3名
1941年からの卒業生は、改姓名が行われてい		

るので、「内地式命名」の意味合いが異なって来るが、台湾姓のまま「子」が付く名前は、1941年には台湾姓96名の内8名、1942年には台湾姓92名の内5名であった。

先に取り上げた長栄高等女学校の昭和17年の名簿でも、改姓名をしていない台湾人生徒の名前に「子」がついている例は、台湾姓の者475名の内、18名に見られる。

個人名を日本的にする傾向は、改姓名とともにさらに進んでいる。このようすについては、黄氏鳳姿の著書『台湾の少女』の中の「台湾通信」の部分の記述にもみられる。著者黄氏は、当時、台北第三高等女学校生でありながら、台湾の民俗について豊かな表現力をもって著していた。「台湾通信」は、日本にいる彼女の父に戦時下の台湾のことを伝える手紙の形式で書き進められている。彼女は、「改姓名運動は、この頃ますます盛んになり、私の組でももう殆どの人が改姓してしましました。」 [黄氏 1943:17] と述べている。彼女が台北三高女に入学したのは、1941年であるが、その時はクラスに一人か二人しか改姓名をした人はいなかったが、卒業の年には大部分を占めるようになっていた [池田 1990:18-19]。近所の人にも改姓名が進む。そして、改姓名をせずとも、名前だけでも日本風にしようとする動きについて、以下のよう述べている。

前落<sup>(23)</sup>のをばさんにもこの前男の子が出来、せめて名前だけでも内地式にあらためたいから、私につけてくれないかと頼んで来ました。私は本や雑誌をめくつてよい名をさがしましたが、適当なのが見當りませんでした。それでをばさんは誰かに和吉とつけてもらひました。このやうに改姓名をしたくとも家の都合で出来なかつたり、あるひは出願しても許可にならなかつたりする家では、せめて生まれた赤ちゃんに内地風の名前をつけてやらうとするのです。これは皆自発的に行つてゐるやうです。国語の話せないやうな人でさへさうしようと

してゐますが、どうつけてよいのかわからず、隣のちよつと国語のわかる人に頼んだり、国民学校にかよつてゐる自分の子につけさせたりするので、なかにずる分へんでこな名前があつたりします。

[黄氏 1943:18-19]

改姓名は、許可を得て、手続きをしなければならぬ。誰でも変えられるものではなかつたし、手続きも煩雑なものと思われていた。そこで、改姓名はしなくても、生まれる子供には、日本人のような名前を「自発的」につけようとするのである。こうした形で日本風名前をつけることは、明確に保証された利益はないのであるが、日本化が進む時代のなかで、こうした行動があらわれるのが、まさに植民地的状況である。

改姓名以前に受け入れられていた日本式命名は、「改姓名運動」とともに、台湾の人々にさらに採用される命名法となったといえよう。

## 2 学校における「内地式の名前」

皇民化の時代、学校においても「日本化」が進んでいく。それは、教える内容のみならず、学校のなか全てを「内地」式なものにすることを目指して行われた。そのひとつが、児童・生徒に「内地式の名前」を与えるというものである。筆者が収集した資料では、姓はそのままにして、個人名に、日本人によく見られる名前をつけるのである。たとえば、「蔡文夫」・「洪秀子」といった命名である。教室の中では、この名で呼ばれ、また児童も作文や答案用紙にこの名前を書いていた。しかしこのあり方は、各学校で異っており、一般化しがたい。この状況は、教育の場における日本化の重要な側面と考えられるが、これまで検討が加えられることのなかつた課題である。そこで、以下の資料はまだ不十分ではあるが、今後の研究のために、提示しておきたい。

[事例6] 台南市・末広公学校・1940年転入女性

私が3年生で転校してきた時、みんなに日本風の名前がついていた。先生が私の本名の一字をとって、名前を付けた。出席簿、成績表は日本式の名前が載っており、試験や作文を書くときにもこの名前を書いた。

この学校に残されている学籍簿を見ると、昭和16年度からの卒業生の学籍簿には、本名である台湾姓名の横や欄外に、個人名の日本風の名前が書き込まれている。それ以前の学籍簿については、昭和10年度から15年度までは欠落して確認できないが、昭和9年以前の学籍簿には、こうした記述はみられない。

日本名は、本名にちなんで、「振茂」を「茂」、「松連」を「松太郎」、また「和明」をそのままにして「カズアキ」と読ませている。女子も「婉容」を「容子」としたり、「雪」を「節子」として、音を残す例もある。しかし、全く関係がなく、「水蓮」が「那美子」と名付けられてもいる。

[事例7] 台南市・港公学校・1938年入学女性  
入った時から、日本風の名前をつけることになっていった。私は、本名が「淑枝」なので、これをそのまま書いて、「ヨシエ」と呼ぶことになった。

[事例8] 台南州北門郡・後営公学校・1939年入学男性

4年生になった時、みんなに日本の名前がつけられた。私は、兄が専任講師をしていて改姓名をしたため、戸内の全員が改姓名をしていた。改姓名をしていない者は、下の名前を変えた。今でも同窓会にいったらみんなこの名前呼び合う。自分たちしかわからない。一学年上の人は、わからないよ。

現在でも、この男性は、当時の改姓名の姓で同級生などから呼ばれるという。また、彼は同級生の「日本の名前」を、現在でも完璧に覚えてる。



[事例9] 台南州東石郡・義竹公学校・1937年  
入学女性

2年生の時と思う、学校で日本名をつけた。一学年上もみんな日本の名をもっていた。ついた「日本名 ジップンミア」で、試験も作文も書いた。改姓名よりも早く始まっている。

[事例10] 高雄州・左営公学校・1936年入学女性

3年生のとき、担任の先生がみんなに日本の名前をつけた。ただ、呼ぶだけで、これを答案や作文に書いたり、成績表にのっているということにはなかった。私につけられた名前は、5年生で改姓名した時に、そのまま改姓名の名になった。

[事例11] 台南州曾文郡・曾文実践女学校・  
1939年入学女性

入学した時に、先生が私に「玉美（タマリ）」という名前をつけた。先生がクラス全員につけた。作文も試験もみんなこの名前前で姓は台湾の姓のまま「〇玉美」と書いていた。いまでも、同級生たちはみんな私を「玉美さん」と呼ぶ。卒業した下営公学校では、こうしたことはなかった。

また、学校において、前述したような台湾人の姓と日本名の個人名とで名前が呼ばれる以外に、姓と名ともに「日本名」を命名して呼ぶということもあった。許世楷は、昭和16年に草屯公学校に入学したが、その後、「日本名への改姓名運動も国民学校にまでひろまり、私たちのように戸籍上改姓名していないものは、学校においてだけでも日本名を使うことを強制された。やむなく父は、私に『高見信一』という名前をつけた」[許 1992: 8]と述べている。このように、許可登録された「改姓名」以外の方法で、日本化した名前が教室の中で呼ばれおり、学校のなかで、台湾人らしさはさらに覆われていくことになっていた<sup>(24)</sup>。

おわりに

台湾において、年配者が日本名で呼ばれたり、さらには日本統治以後も日本的命名がなされたりしている<sup>(25)</sup>。こうした状況を生む背景を説明するための一歩として、本論文は資料を分析してきた。提示した資料も未だ十分なものでなく、考察はまだ至らぬところは多々あるが、以下の点を指摘することは可能であろう。

まず、改姓名を行う者の、階層的差異である。本稿で分析した高等女学校生の改姓名率は、他の統計的資料からみれば、非常に高率である。これは、彼女たちの家庭が、改姓名の許可が下りる条件を満たしている率が高いことによる。かれらは、改姓名をすることを奨励されるような家庭の出身者であり、また父親たちは公務員や地域の名士として、統治者より「内地化」を率先すべきとされた人々であった。改姓名率の偏りは、州の方針による地域的差異も見られるが、それよりも階層差の方が大きいことは、本論文の資料からも明らかといえよう。

次に、改姓名以外の「内地式命名」に注目することにより、「日本式の名前」は、当時のある人々の生活の中に、また学校の中に、当たり前のように存在していた点を指摘し得た。名前という個人の表象を日本化することが多様な形で行われていたのである。こうした植民地統治において、宗主国によって新たな慣習が導入されることによる文化的変化を考えるには、名前は格好の題材となる。また、こうした「内地式命名」の奨励によって、改姓名によらずとも、統治者の目的はある程度果たせるのである。この弾力性のある施策は、台湾総督府による統治の特徴的な一面とみることもできよう。

また、名前の日本化に対する人々の態度も多様である。改姓名に応じないものもあれば、すこしでも日本的なものを取り入れていくことを願う人の姿もある。それは、改姓名以外の日本風名づけ—「内地式命名」を見るとき特に顕著に表れてくる。こうした人々の姿のなかに、植

民地支配を受けるゆえに名前を変えざる得ない抑圧をみることが出来る。しかしまた、替えた名前は、優位性のシンボルとなるものであった。改姓名はせずとも「内地式の名前」はつけたい、こう考える植民地の人々の思考、生活感覚こそを注目していく必要がある。

改姓名も「内地式命名」も、考えるべき多くの課題を残したままである。しかし、日本化された名前の研究を通じて、人の表象としての名前がもつ意味を明らかにするとともに、植民地支配によってもたらされる文化に対する人々の反応を考える糸口を得ることが出来るであろう。

## 注

- (1) 本論文の資料は、2002年以来続けてきた日本統治期の台湾の生活文化に関する調査によって得たものである。そのうち、2003・2004年の調査は、財団法人交流協会日台交流センターによる2003年度歴史研究者交流事業の支援を受けた。2005年から2007年までの調査は、平成17-19年度科学研究助成金・基盤研究A：台湾における植民地主義に関する歴史人類学的研究—「日本」認識をめぐって— によるものである。調査に際し、お世話になった多くの方々に対して、心より感謝の意を表したい。
- (2) 総督府が当初設定した許可条件は、「国語常用家庭」であり、「皇国民としての資質涵養に努める念が厚く且公共精神に富む者」であった。その後、1941年から改姓名の最終許可決定権が総督府から各州庁に移り、条件は緩和されていくようになった〔近藤 1993：236-243, 呉 2005：29〕。
- (3) 本論文においては、「台湾人」とは、日本統治期に「本島人」といわれた漢民族を指して用いるものとする。
- (4) こうした名前に対する台湾語の名称は、明確には聞くことはできなかった。「日本名」（台湾語でジッブンミャア）ともいわれるが、この言葉には、改姓名をした日本風名前も含まれていると考えられる。当時の新聞や報告の記述には、こうした個人名の日本的な命名については、「内地式（に）命名」「内地式の名前」という言葉がみられる。
- (5) 名前と社会との関連に関しては、上野和男による諸問題の整理〔上野 1999〕を参照。また、筆者も名前の命名権、親族構造と名前、命名方法の変化、国家体制と名前の関連などについて述べている〔植野 1999〕。
- (6) 台湾の改姓名政策に関する先行研究については、既に呉得智が整理を行っている〔呉 2005：24-25〕。ここでとりあげた研究以外に、上杉允彦による改姓名手引き書を中心として資料整理を行った論考〔上杉 1987〕があるが、この政策の社会的背景や実態についての十分な考察は行われていない。
- (7) 呉新栄（1907～1967）は、台南州北門郡佳里街の医師であり、文芸活動を組織し、また街協議会員を務めていた。
- (8) 昭和10年12月10日総警第181号による。この既婚女性の姓の記述の変更は、総督府が進めようとしていた民法親族編・相続編の台湾への適応の一環である〔畠中 1936：121-122, 近藤 1993：228〕。
- (9) 資料は、台湾新聞社が行った「改姓名旌表事業」の内容の発表に関する資料を収録した、間宮定吉の書を参照した〔間宮 1941：49〕。
- (10) 『台湾日日新報』1944年1月24日。
- (11) 『台北県誌』による。
- (12) 1920年以降、台湾の地方行政組織は、台湾総督府の下は州と庁に分かれていた。州庁の下に、郡・市があり、郡の下には街・庄があった。街は庄よりも発展した大きな行政単位であった。
- (13) 間宮定吉の書に収録された談話〔間宮 1941：12-18〕を参照した。この談話が台南州の「有識且中堅人」に対して行ったということは談話の内容から推察されるが、場所や対象者は確定できない。
- (14) 注(9)の資料に、運動開始後の、1年たった5州の改姓名の比率が記載されている。しかし、当該資料の全戸数、許可件数から計算す

- ると、記載されている比率は計算間違いがある。記載された改姓名の百分率は以下のものであり、( ) で示したものは、筆者の計算による。新竹州0.29, 台南州0.12, 台中州0.10 (0.30), 台北州0.10, 高雄州0.11 (0.21) である。台湾全体の百分率は、0.22 (0.20) となる。
- (15) 台南の高等女学校の沿革については、[植野 2006: 130-131] において紹介している。
- (16) 卒業アルバムは学校から出されるものであるため、そこに載せられている姓名は、正式に届け出た姓名と考える。改姓名者については、インタビューによって、確認した。
- (17) 台南女子高級中学校創立60周年記念に作成された名簿を参考にし、さらに聞き取りによって、二高女22回に入学した者を特定した。22回生として卒業した者には、台南一高女に在籍していた者も含まれるが、これは、日本人教員・生徒が引き上げたため、二高女に合併されることになったものである。
- (18) 親が日本式命名をしていますが、娘が台湾式姓名である者は、正式に改姓名をしているとは見なせないため、改姓名の数に入れていない。こうした例は、親が仕事上の必要性から、日本名を名のっていることが多かった。
- (19) 筆者は、1917年うまれの女性から、1930年に台南一高女を受験して、不合格になったいきさつについて以下のような話を聞いている。彼女は、公学校高等科の教師から、成績がよいから台湾人が多く行く二高女ではなく、日本人の多い一高女を受けなさいと言われて、受験したが、不合格となった。この教師が調べたところ、成績では合格に達していた。しかし、口頭試問においては家庭内の生活状況について、「みんな国語（日本語）を常用しているか」と聞かれたという。彼女の母親は日本語はわからなかった。このため家庭の生活が日本化していないということで不合格になったと彼女は考えている。翌年、彼女は、台南二高女を受けて合格し進学した。二高女の口頭試問では、家庭内での日本語の使用については聞かれることはなかったという。
- (20) 改姓名者の優遇策については、[呉 2005: 31] を参照。
- (21) 『台湾日日新報』1938年1月8日の記事。
- (22) 国立台南女子高級中学の校史室に保管されているアルバムと卒業生提供のアルバムを参照した。筆者の調査に快くご協力をくださった黄光明校長はじめ、関係者の方々に感謝申し上げたい。
- (23) 「前落」とは、「前の棟」の意味である。
- (24) 学校における日本名の使用に関して、呉得智は、林莊生著『懐樹又懐人』（自立晩報社文化出版部、1992年、7頁）からの引用として、「43年に入ると、学校では日本名を使用するようにという指示がなされた」[呉 2005: 33] として総督府の「指導」があったことを記述している。この「指示」の発せられた時期や内容について、筆者ははまだ未確認である。
- (25) 呉得智は、戦後30年たって生まれた自身のまわりに日本的な名前をもつ者が存在することを述べ、これが親世代の日本時代へのノスタルジーか、あるいはこうした命名が台湾人の文化になったのか、台湾の歴史的過程ともかわる問題である [呉 2005: 38] と指摘しており、この点、筆者も同様の視点を持つものである。

#### 参考文献

[日本語]

池田 鳳姿

1990 「『民俗台湾』創刊の背景」『沖縄文化研究』16: 13-34。

上杉 允彦

1987 「台湾における皇民化政策の展開—改姓名運動を中心として—」『高千穂論叢』昭和62年度 (2): 99-170。

上野 和男

1999 「名前と社会をめぐる基本的諸問題」『名前と社会—名づけの家族史』上野和男・森謙二編 3-27頁 東京: 早稲田大学出版部。

植野 弘子

- 1999 「名前と変化」『妖怪変化』常光徹編  
161-185頁 東京：ちくま書房。  
2006 「植民地台湾における高等女学校生の  
『日本』—生活文化の変容に関する試  
論」『戦後台湾における<日本>—植  
民地経験の連続・変貌・利用』五十嵐  
真子・三尾裕子編 121-154頁 東京：  
風響社。

許世楷

- 1992 「公学校生活」『岩波講座 現代日本と  
植民地 月報』1：7-8。

呉 得智

- 2005 「台湾における改姓名政策に関する一  
考察」『言語・地域文化研究』（東京外  
国語大学大学院博士後期課程論叢）11：  
23-42。  
2006 「日本統治下初期台湾における『改姓  
名』への方策」『言語・地域文化研究』  
（東京外国語大学大学院博士後期課程  
論叢）12：63-80。

高 阿香

- 2005 『心の支柱』台北：自費出版。

黄氏 鳳姿

- 1943 『台湾の少女』東京：東都書籍。

近藤 正巳

- 1993 「『創氏改名』の研究の検討と『改姓名』」  
『日據時期台湾史国際学術研究会論文  
集』国立台湾大学歴史学系編 217-  
247頁 台北：国立台湾大学歴史学系  
発行。  
1996 『総力戦と台湾—日本植民地崩壊の研  
究』東京：刀水書房。

新莊郡教育会

- 1937 『社会教育資料』台北：新莊郡教育会  
発行。

畠中 市蔵

- 1936 『台湾戸口制度大要』東京：松華堂。

間宮 定吉

- 1941 『台湾改姓名の相談 改姓名に伴ふ名  
義書換書式』台南：南方堂。

[中国語]

- 台南市私立長栄女子高級中学  
1987 『百年史』台南：台南市私立長栄女子  
高級中学。

周 婉窃

- 1994 「従比較的観点看台湾與韓国的皇民化  
運動（一九三七～一九四五）」『新史学』  
5（2）：117-158。

[英語]

CHOU Wan-yao

- 1993 “Renaming Oneself a True Japanese:  
One Aspect of the Kōminka Move-  
ment, 1940-1945” 『日據時期台湾史  
国際学術研究会論文集』国立台湾大学  
歴史学系編 155-212頁 台北：国立  
台湾大学歴史学系発行。